

令和 7 年度 民間保育所等指導監査基本方針及び実施方針

1 指導検査の目的

和光市では、民間保育所等の適正な運営が維持されるよう和光市民間保育所等指導監査実施要綱に基づき、民間保育所等の設備、運営等に係る基準を周知徹底させるとともに、過誤・不正の防止を図るため今年度は以下のとおり指導検査を実施する。併せて指導検査で指摘した事項については、速やかな改善報告を求め、必要な改善が図られない場合には、継続的な指導を行い、教育・保育内容の資質向上を図る。

2 指導の根拠

(1) 民間保育所（保育所型認定こども園を含む）

- ・知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例 61 号）別表第二項第五号の規定に基づく児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 6 条第 1 項
- ・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 1 4 条第 1 項
- ・子ども・子育て支援法第 3 8 条第 1 項

(2) 小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

- ・児童福祉法第 3 4 条の 1 7 第 1 項
- ・子ども・子育て支援法第 1 4 条第 1 項
- ・子ども・子育て支援法第 5 0 条第 1 項

(3) 認定こども園及び施設型給付の対象となる幼稚園

- ・子ども・子育て支援法第 1 4 条第 1 項
- ・子ども・子育て支援法第 3 8 条第 1 項

3 指導検査の重点事項

(1) 施設及び職員に関する確認

ア 職員の配置及び処遇

- ・職員配置基準等に定める員数及び資格を満たした配置になっているか
(※配置特例を適用している場合は資格要件の確認を含む)
(※施設長未設置の減算を適用していない場合は施設長専従要件を満たしているか)
- ・固定した職員配置となっているか（ヘルプ要員等による運営を見込んでいないか）
- ・公定価格に係る国通知及び市の規定に基づく給付が適性に行われているか

イ 建物設備の管理

- ・児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか
・柵やロッカー等の設置・移動による有効面積の変更がないか

(2) 運営状況に関する確認

ア 食事提供

- ・食事（離乳食含む）や補食・軽食等、年齢や発育・発達に応じ計画を立て提供しているか
- ・「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基本に、食物アレルギー児童への食事の提

供が適正に行われているか。

- ・食物アレルギー児に関する情報共有の体制が整備されているか

イ 健康・安全対策の徹底

- ・安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。
- ・乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか
- ・食事中や保育中の誤嚥・誤飲及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- ・プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- ・熱中症対策が行われているか（暑さ指数の確認、室内の温度管理、水分補給等）
- ・事故発生時の対応等が適切に行われているか
- ・食中毒・感染症等の予防対策が徹底されているか

ウ 保育状況

- ・子どもの人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した保育がされているか。
- ・保育所保育指針等を基本に保育が実践されているか

(3) 会計に関する確認

- ・通知「保育所における委託費の経理等について（委託費の弾力運用について）」等に規定する事項が遵守されているか（民間保育所のみ）
- ・他の会計区分と分けて会計を整理しているか
- ・金庫の管理が適切か

4 指導検査（実地検査）の対象施設等及び実施時期

- (1) 市内民間保育所（保育所型認定こども園を含む）
全園（16園） 10月～11月（予定）
- (2) 市内小規模保育所及び事業所内保育事業所
全園（25園） 5月中旬～9月（予定）
- (3) 認定こども園（保育所型認定こども園を除く）
全園（3園） 県の指導検査時に同行
- (4) 施設型給付の対象となる幼稚園
全園（1園） 県の指導検査時に同行